第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称

沖縄防衛局

1.2 代表者の氏名

沖縄防衛局長 田中 利則

1.3 主たる事務所の所在地

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290 番地 9

第2章 事業の目的及び内容等

2.1 事業の名称

北部訓練場へリコプター着陸帯移設事業(仮称)

2.2 事業の目的及び内容

1) 事業の目的

沖縄県には在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展の制約が生ずるとともに、県民生活に多大な影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望された。これを踏まえ、政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきものとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて着実な前進を図るべく最大限の努力を払うとともに、振興策についても全力を傾注して取り組むこととし、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域に係る諸問題に関し協議をすることを目的として、1995年(平成7年)11月、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置した。

政府は1996年(平成8年)4月、それまでの検討を取りまとめたSACO中間報告を受けて、沖縄県における在日米軍施設・区域に関連する問題の解決のための検討を一層促進することを閣議決定した。

SACO は、日米合同委員会とともに集中的な協議を行い、1996 年(平成 8 年)12 月、沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小及び米軍の運用方法の調整などに関する具体的な計画及び措置について検討の成果を SACO 最終報告として日米両政府による日米安全保障協議委員会(SCC)に報告し、了承を得た。

SACO の最終報告では、沖縄県及び県民の強い要望を受け、米軍の理解により意見の一致が見られた北部訓練場(約7,500ha)の過半(約3,987ha)について、ヘリコプター着陸帯を返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設するとともに、進入路等支援施設を整備することを条件に返還されることが示されており、今後、ヘリコプター着陸帯の移設が計画されることとしている。

以上のことから、本事業は、ヘリコプター着陸帯を移設し、北部訓練場の過半 の返還を実現させるため、当該ヘリコプター着陸帯の移設及び進入路等支援施設 の整備を行うものである。

2) 事業の内容

(1) 事業の種類

ヘリコプター着陸帯移設

(本事業は、沖縄県環境影響評価条例の適用外であるが、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から事業者の自主的な判断により、環境影響評価を実施した。)

(2) 事業の規模及び内容に関する事項

ヘリコプター着陸帯の平面及び断面形状を図 2.2-1 に示す。

ヘリコプター着陸帯の直径は 45m であり、着陸帯の形成に必要な土地の造成を行う。ヘリコプター着陸帯の外周囲 15m の範囲は無障害物帯として樹木等の除去を行うが、基本的に土地の造成は行わない。なお、ヘリコプター着陸帯における土地の造成の程度は図 2.2-2~図 2.2-12 のとおりである。また、事業実施区域は 6 箇所であり、図 2.3-2(P.2-19)に位置図を示した。

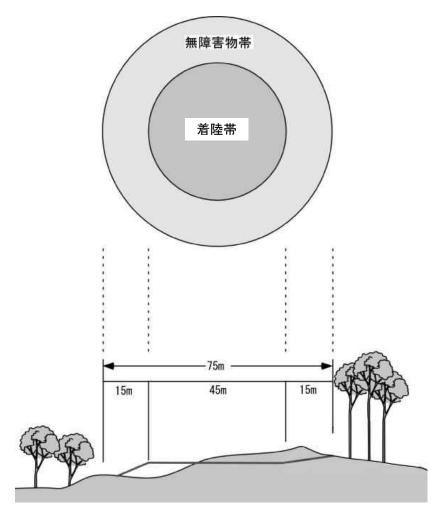
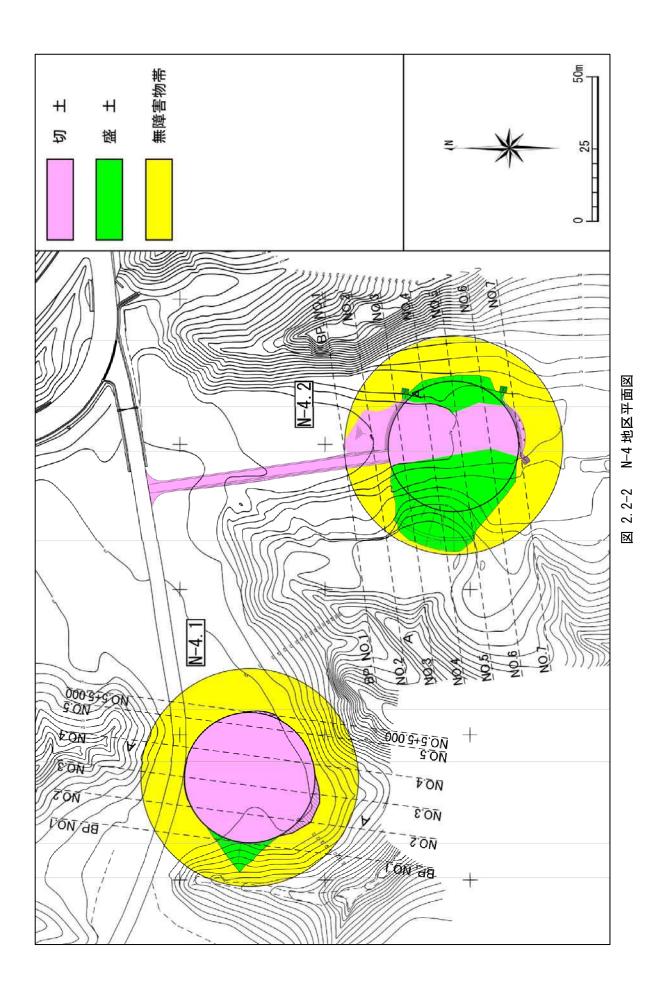


図 2.2-1 ヘリコプター着陸帯平面及び断面形状



2-3

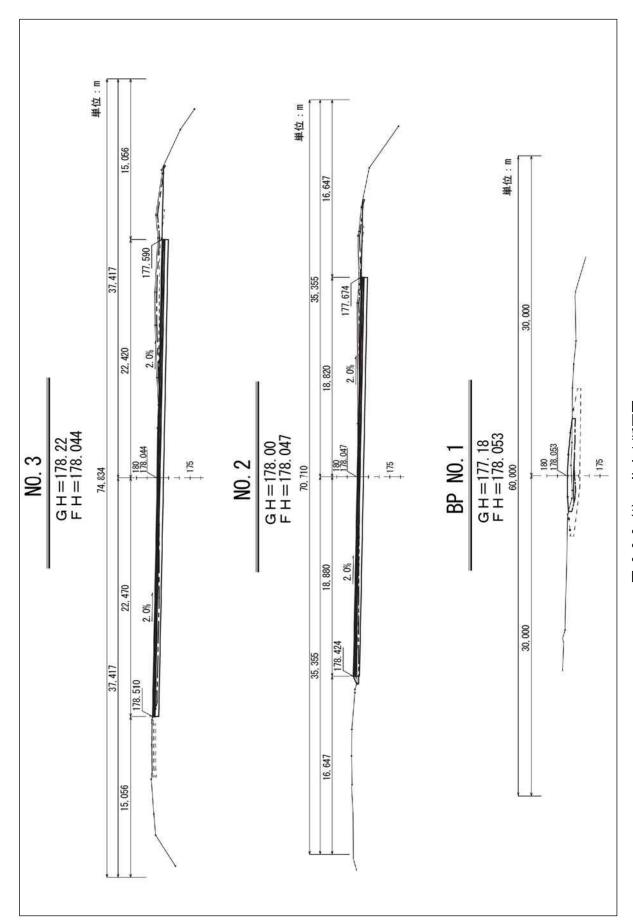


図 2.2-3 (1) N-4.1 断面図

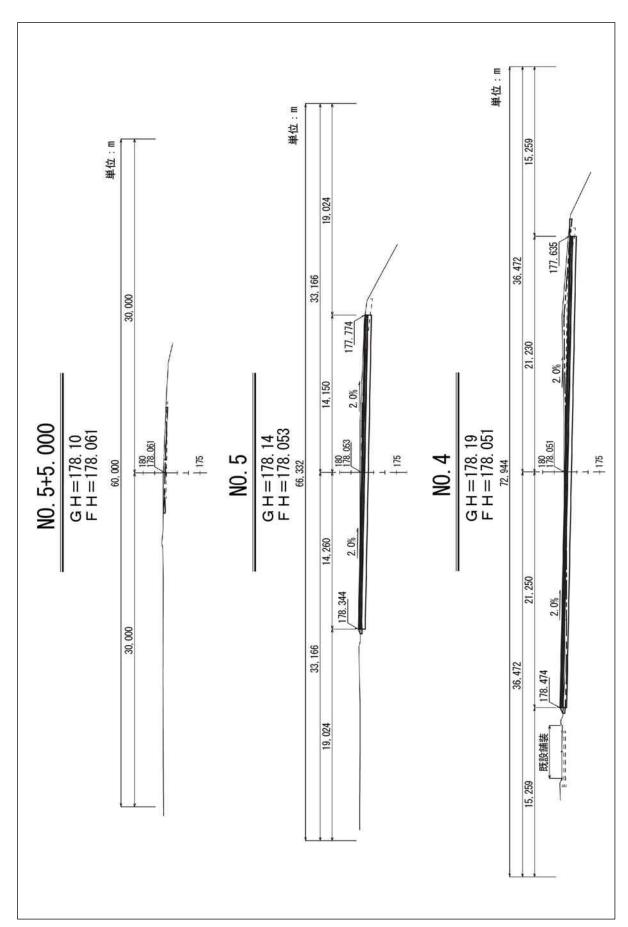


図 2.2-3 (2) N-4.1 断面図

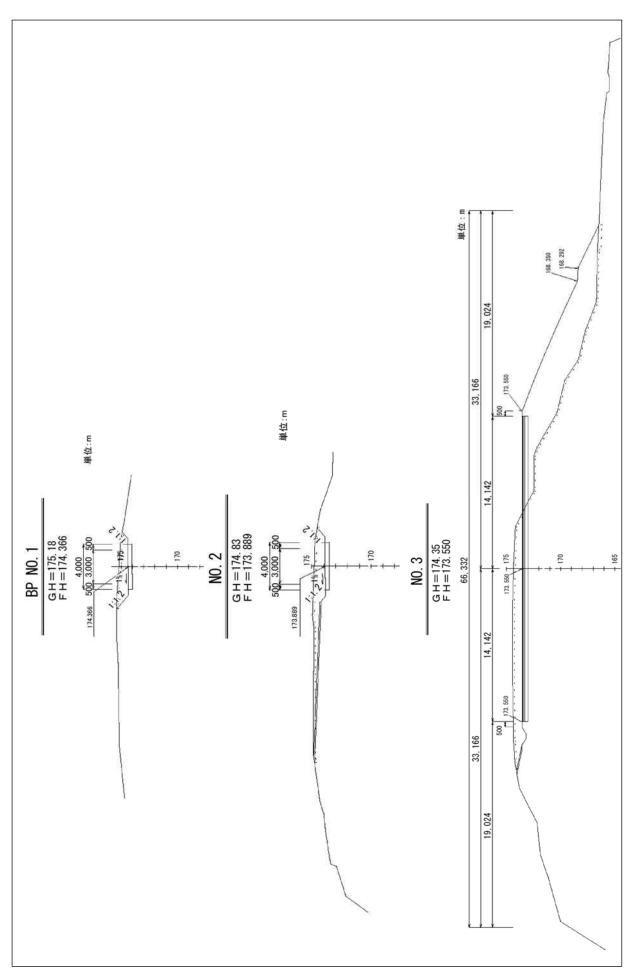


図 2.2-4 (1) N-4.2 断面図

図 2.2-4 (2) N-4.2 断面図

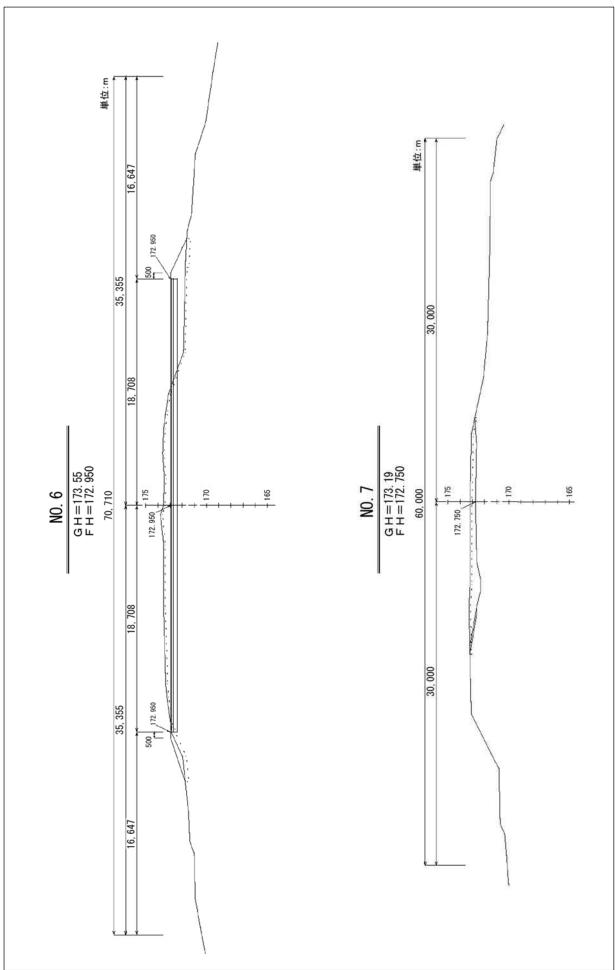


図 2.2-4 (3) N-4.2 断面図

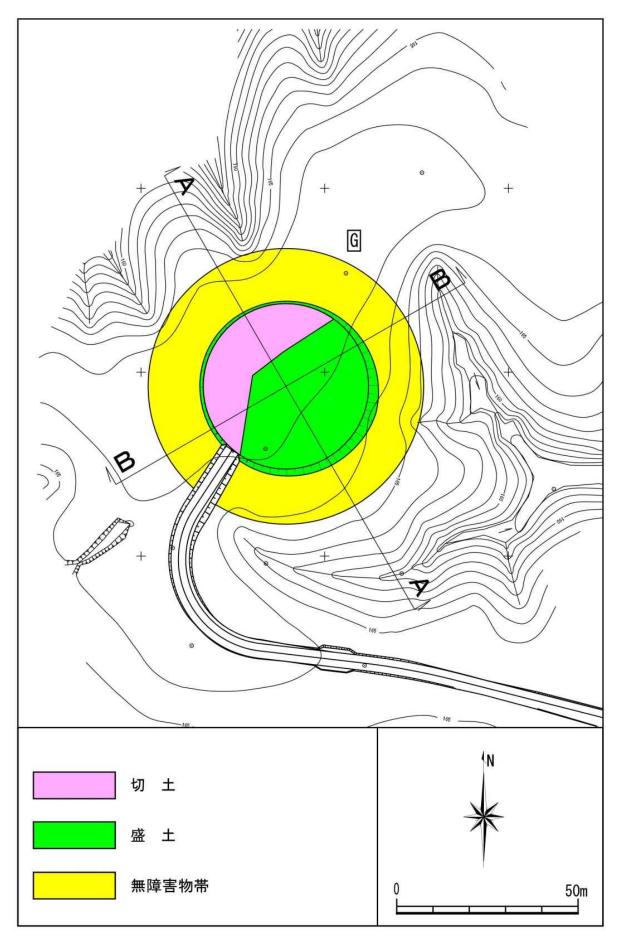


図 2.2-5 G 地区平面図

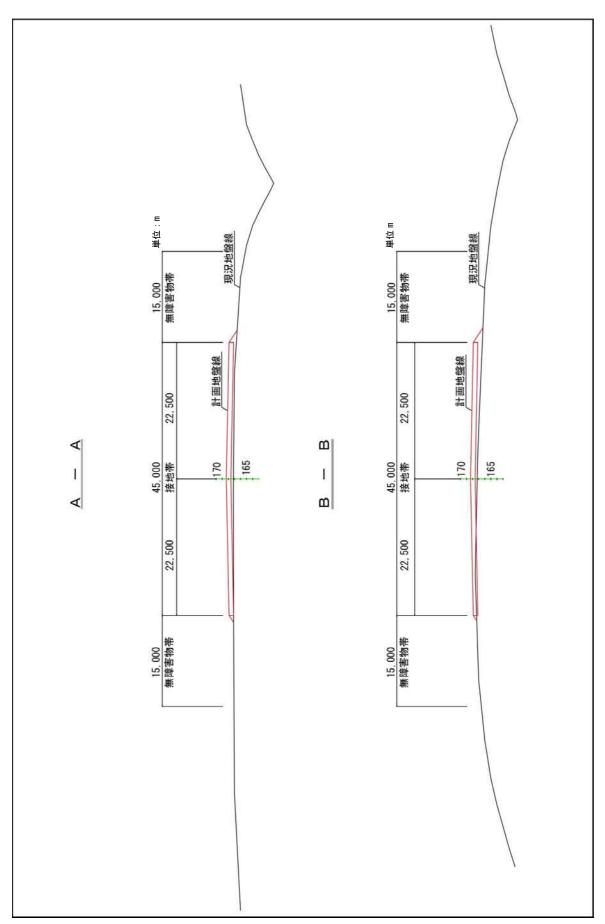
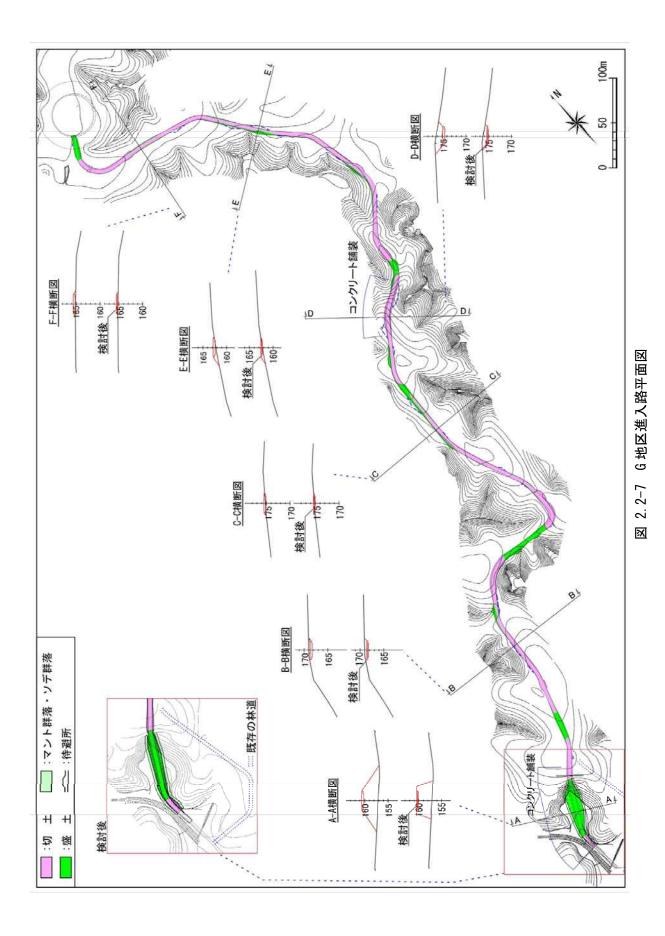


図 2.2-6 G 地区断面図



2-11